

平成29年12月27日

中津川市長 青山節児 様

中津川市個人情報保護審査会

会長 後藤 武夫

東美濃ナンバー導入事業による住民意向調査に伴い、住民基本台帳情報を目的外利用及び外部提供することについて（答申）

平成29年11月29日付け中行管第52号諮問第3号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

記

1 審査会の意見

中津川市個人情報保護条例第7条第1項第4号の規定により、平成29年11月29日中行管第52号により諮問がありました、東美濃ナンバー導入事業による住民意向調査に伴い、住民基本台帳情報を目的外利用及び外部提供することについては、審議の結果、公益性があると判断する。

2 目的外利用及び外部提供に係る個人情報の項目

- ・住民意向調査に必要な郵便番号、住所、氏名、ふりがな、性別、生年月日、世帯番号、地区名

3 個人情報を目的外利用及び外部提供することについて公益性があると認める理由

(1) 「東美濃ナンバー実現協議会」(以下「協議会」という。)は、自動車の『東美濃』ナンバー導入に向け、東濃5市及び可児市並びに御嵩町の7市町の商工会議所、商工会、市長、町長、議長等で組織されている。

(2) 協議会では、平成29年12月1日現在で当該7市町に住む18歳以上の方10,000人(7市町の人口の約2.2%)を対象に、アンケート調査を予定している。

(3) アンケート調査は、人口按分が無作為抽出された住民基本台帳情報を、各

市町の住民基本台帳に関する事務を担当する課から当該市町の協議会に関する事務を担当する課（協議会担当課という）にデータで提供し、協議会担当課から送付する。

- (4) アンケート調査は無記名であり、提供された個人情報には協議会担当課で扱うため協議会には提供されない。
- (5) 住民基本台帳データの取扱いについては、中津川市情報セキュリティ対策基準によってセキュリティが確保される。
- (6) 東美濃ナンバーの導入の目的は、7市町の一体的な地域振興、観光振興であり公益性がある。
- (7) 以上のことから、住民基本台帳情報をアンケート調査に利用することに関しては、有益かつ必要であると認めることができる。

<参考>

- ・中津川市個人情報保護条例第7条第1項第2号の規定では、法令等に定めがある場合は目的外利用の制限が解除される。
- ・住民基本台帳法第11条の2第1項第1号には、「統計調査、世論調査、学術調査その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施」において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができると規定されている。
- ・総務大臣が定める基準とは、住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準（平成18年総務省告示第495号。以下「基準」という。）である。
- ・基準の3には、「当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること。」とされている。
- ・このアンケート調査の実施主体は、東美濃ナンバー実現協議会である。
- ・協議会では、アンケート調査の結果を審議の資料としては使用するが公表はしないことと決定しているため、基準の3に該当しないと考える。

4 審査会の処理経過

年 月 日	経過
平成29年11月29日	諮問書受理
平成29年12月27日	実施機関の説明及び審議

平成29年12月27日	答申
-------------	----

5 中津川市個人情報審査会委員

役職	氏名	備考
会長	後藤 武夫	弁護士
委員	池田香代子	人権擁護委員
委員	佐藤 千恵	中京学院大学経営学部非常勤講師